

【手続きの流れ】 令和8年度 佐倉市近居・同居住替支援事業

申請から補助金のお振込みまでの流れは以下のとおりです。

1. 申請

- ・別紙「申請に必要なもの一覧」に記載のある必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください（郵送不可）。
- ・申請は住宅取得契約後であれば、取得した住宅への転居の前後を問いません。
- ・書類が不足している場合は受付出来ませんので、ご注意ください。
- ・訂正印として使用する可能性があるため、念のため申請者の方の印鑑（認印可）をご持参ください。

申請期間 令和8年4月24日(金)～12月25日(金) まで

※ただし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

2. 交付の決定

- ・市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通じます。
- ・交付決定の通知に「4. 実績報告」で使用する書類、実績報告時の添付書類のご案内を同封します。

3. 移 転

- ・住宅の引き渡しが終わりましたら、
 - ① 令和9年2月19日までに建物の所有権保存登記又は移転登記を完了させる。
かつ
 - ② 令和9年2月19日までに取得した住宅への同居する方全員の移転を完了し、住民票の移転を完了させる。

4. 実績報告

- ・取得住宅への移転、住民票の移転が終わりましたら、「2. 交付の決定」時にお送りする書類に添付書類を揃え、住宅課窓口へ提出してください（郵送可能です）。
- ・交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通じます。

申請期限 令和9年2月26日まで

※取得住宅への移転後、速やかに実績報告を行ってください。

5. 補助金の交付請求

- ・住宅課へ補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へ振込みをします。